

一、廿三日息をもつがせては手間可入と存、日本之治時
候條、兵共を討死させても、筑前守不覺にてハ有間敷と
存、ふつぱと思切、四日亥之刻ニ乘入劔首候事。

一、城中に石藏を高築、天守を九重に揚、柴田貳百許に
て取籠、城中せば候條、諸勢人こみ候へば、五ニ友道具
にて手負討死之人有之によつて、惣人數之内より兵を指
出、天守之内へ討物ばかりにて切入せ候へば、七度迄雖
切出候、相戰儀依不叶、天守之九重目に取上、諸軍に詞
をかけ、修理亮が腹之切様見候て、手本に可任よし申付
而、東西ひそつと靜候へば、妻子指殺、同名之者共七八十
腹を切、廿四日相果申事。

一、從其も直に加州へ出馬候處、諸城雖相拘候、筑前守
太刀風に驚、加州・能州・越州迄平均相果候。依之加州金
澤と申城に立馬、國之置目等申付、内々越後長尾人質を
出候て、筑前守次第と被申候條、令赦免候事。就中從前
々被相談儀候條、向後者何にても御用等可蒙仰候。不
可存疎略候。猶使僧任口上候條令省略候。恐惶謹言。

(天正十一年)
九月四日

結城殿

御報

(羽栗)
吉 在判

九月晦日。佐々成政、前田利勝に、書を與へて
久瀾を叙す。

【岩田文書】 越中

一八二八

其以來不申入候。御床敷存候。又左御留主中爲御見廻、
以使者申入候。切々可申述之處、所勞故乍存令無責寔
所存之外候。自然爰元似合式御用於御座候者可承候。聊
不可存疎意候。恐々謹言。

(天正十一年)
九月晦日

前田孫四郎殿

御宿所

(佐々)
政 在判

(上巻)
前田孫四郎殿

御宿所

佐 内藏助

成 政

十月十六日。徳川家康、不破直光に、その佐々

成政に通牒したるを賞す。

【温故足徴】

一八二九

(佐々成政)
佐々木陸奥守へ申越候趣、委細得其意候。此上彌被盡
戰功、奉對信長於被忠節者、年來別而申談候上ハ、御
身上之義涯分無疎意可引足申候。於時宜者可御心安
候。猶期後音之時候。恐々謹言。

十月十六日

(徳川)
家 康 在判

不破彦三殿

(案ずるに、不破直光が柳ヶ瀬の役後牢浪したる間の
事なるべし。その佐々成政を佐々木陸奥守と書した
ることは、前田利家が天正十二年九月五日附を以て
瑞泉寺に與へたる文書にも見ゆ。)

十月十七日。正親町天皇、羽柴秀吉の臣蒲生氏
郷をして、石動山天平寺を復興せしめ給ふ。

【石動山文書】 鹿島郡

一八三〇

能州石動山之事、有馳走之旨被聞召候。勅願所異于他
之間、筑前守以權威、再造無相違可有申沙汰候。別可

爲叡忠候。依天氣執達如件。

天正十一年十月十七日

蒲生飛騨守殿

(富里小野亮房)
左 中 辨

十一月廿二日。前田利家、山城賀茂別雷神社に、羽
柴秀吉の命により同社領を安堵せしむ。

【賀茂別雷神社文書】 山城

一八三一

加茂社領能州羽咋郡内五ヶ村在々分、并賀州金津庄拾ヶ
村事、如先々可相渡候。分國中何も無相違申付候條如
此候。恐々謹言。

(天正十一年)
十一月廿二日

羽 筑

前田又左衛門尉殿

秀 吉 在判

御宿所

十二月朔日。前田利家、鳳至郡諸橋村百姓次郎
兵衛に、百俵の地を扶持す。

【諸橋文書】 鳳至郡

一八三二

諸橋村高之内を以、貳拾俵令扶持畢。惣地下之儀可肝煎